【K-001B】個人型年金加入申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）記入要領

※ はじめに、左上の枠内の記載事項からご確認ください ≪Ｐ．１≫

★ ご記入前に必ずお読みください

- この申出書は、国民年金の被保険者でない60歳以上70歳未満の方が個人型年金（以下、iDeCoといいます。）に新規加入、再加入、継続加入するための書類です。
- 加入申出される方は、右記のフローチャートⒶから始まる質問にお答えいただき、回答に沿って該当する項目にチェックをしてください。
- フローチャートの結果、Ⓚ～Ⓜ、Ⓞ～Ⓠ欄に到達された方は、【K-001B：この様式】でiDeCoへの加入申出が可能です。また、加入申出書の「2. 加入申出者の区分」のチェック方法を同欄で確認することができます。

《現在iDeCoにご加入中の方が、年齢到達や退職によりその資格を喪失し、加入者区分を変更して加入を継続することを「継続加入」といいます。》

Ⓐ スタート

60歳以上70歳未満の方ですか？

□ はい（継続加入です） → Ⓓ

□ はい → Ⓒ

Ⓒ 現在、iDeCoに加入（iDeCoへ掛金を拠出）されている方ですか？

□ いいえ（新規加入・再加入です） → Ⓖ

□ いいえ → Ⓑ ご提出いただく書類はこの様式【K-001B】ではありません　※1

Ⓓ 現在、下記のいずれかの国民年金被保険者種別に該当するiDeCo加入者であり、（ ）内に記載された年齢到達により資格を喪失し、iDeCoの第5号加入者として継続加入をされる方ですか？ ※1

□ 第1号被保険者（60歳）　□ 第3号被保険者（60歳）
□ 第2号被保険者（65歳）　□ 任意加入被保険者（65歳）

□ はい → Ⓚ 「2.加入申出者の区分」欄 ①の□にチェックの上、「□年齢到達（60歳・65歳到達時の喪失による継続加入）」の□にもチェックをしてください

□ いいえ → Ⓔ

Ⓔ 現在、国民年金の第２号被保険者でiDeCoに加入しており、65歳到達以外の事由（退職等）により第２号被保険者の資格を喪失し、iDeCoの第5号加入者として継続加入をされる方ですか？

□ はい → Ⓛ 「2.加入申出者の区分」欄 ①の□にチェックの上、「□退職予定（第2号加入者の資格喪失による継続加入）」の□にもチェックをしてください

□ いいえ → Ⓕ

Ⓕ 現在、国民年金の任意加入被保険者でiDeCoに加入しており、65歳到達以外の事由により任意加入被保険者の資格を喪失し、iDeCoの第5号加入者として継続加入をされる方ですか？

□ はい → Ⓜ 「2.加入申出者の区分」欄 ①の□にチェックの上、「□任意加入被保険者の資格喪失による継続加入」の□にもチェックをしてください

□ いいえ → Ⓖ

Ⓖ 現在、下記のいずれかの国民年金被保険者であり、iDeCoへの加入を希望される方ですか？

□ 第2号被保険者（★）　□ 任意加入被保険者

★ 65歳以上の方で厚生年金のみに加入されている方は「いいえ」にお進みください

□ はい → Ⓝ ご提出いただく書類はこの様式【K-001B】ではありません　※1

□ いいえ → Ⓗ

Ⓗ 加入申出日の前日において、iDeCoの運用指図者（iDeCoの掛金を拠出せず運用のみを行う方）であった方ですか？

□ はい → Ⓞ 「2.加入申出者の区分」欄 ②の□にチェックの上、「□本申出の前日時点で運用指図者であった方」の□にもチェックをしてください

□ いいえ → Ⓘ

Ⓘ 企業型DC・DB等の年金資産をiDeCoへ移換し、iDeCoを活用した資産形成を継続しようとされる方ですか？

□ はい → Ⓟ 「2.加入申出者の区分」欄 ②の□にチェックの上、「□企業型DC・DB等の年金資産を移換可能な方」の□にもチェックをしてください

□ いいえ → Ⓙ

Ⓙ 上記ⒽⒾのいずれにも該当しない日本国内に住所を有する方で、新たにiDeCoへの加入を希望される方ですか？　※2
【経過措置期間対象者（令和11年11月30日までに申出書の受け付けが完了）となる方】

□ はい → Ⓠ 「2.加入申出者の区分」欄 ②の□にチェックの上、「□上記のいずれにも該当しない国内居住者」の□にもチェックをしてください

□ いいえ → Ⓡ iDeCoに加入できません

⚠ ご注意ください

- 右記のフローチャートを確認された結果、【K-001B ：この様式】でiDeCoへ加入申出可能であることが確認できた方は、2ページ目の冒頭に記載された、「加入申出書のご記入前に必ずご確認ください」の枠内の記載をよくお読みの上、加入申出書をご記入ください。
- 加入申出書は下記の3種類の様式があります。ご提出いただく様式が【K-001B ：この様式】でない場合、その旨が案内されます。
  ① 個人型年金加入申出書（新規・継続加入用）【K-001A】
  ② 個人型年金加入申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）【K-001B ：この様式】
  ③ 個人型年金加入申出書（第2号被保険者(65歳以上75歳未満）新規・継続加入用）【K-002】

※ 1：下記の方はiDeCoにご加入いただけます。
ご提出いただく様式が異なりますので、個別に受付金融機関へご相談ください。
① 65歳未満で国民年金の被保険者（任意加入被保険者を含む）の方→【K-001A】
② 65歳以上75歳未満のお勤め中の方で、国の年金の受給資格がないことにより、国民年金の第2号被保険者である方→【K-002】

※ 2：経過措置期間対象者の方が加入申出をされる場合、下記①②の書類の添付が必要です。
なお、②については、令和8年12月1日時点で60歳以上（昭和41年12月2日以前生まれ）かつ国民年金の被保険者資格を喪失している方の場合、ご提出不要です。
① 下記のⓐ～ⓚのいずれかの書類で、氏名・生年月日・現住所の3点が確認できるもの
ⓐ 住民票の写し（原本）　ⓘ 住民票記載事項証明（原本）　ⓤ 戸籍の附票の写し（原本）
ⓔ マイナンバーカードのコピー　ⓚ 運転免許証のコピー
➢ ⓐⓘⓔは個人番号の記載がないもの、ⓐ～ⓤは発行から3ヶ月以内のものをご提出ください
② 日本年金機構が発行する「被保険者記録照会回答票」または「ねんきん定期便」の写し
➢ ねんきんネットから取得可能な、電子版の印刷物でも可能です
➢ 令和8年12月1日から令和9年11月30日の間に国民年金の被保険者でなくなったことが確認できる必要があります

【K-001B】個人型年金加入申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）　記入要領

≪P.2≫

⚠ **加入申出書のご記入前に必ずご確認ください**

① **iDeCoは国民年金の被保険者種別に応じて、ご加入いただける方・ご加入いただけない方と掛金の上限額が異なります。**
第5号加入者の場合、下記の表のとおりとなりますので、記載内容をご確認の上、加入申出書をご記入ください。

② **加入申出書に記入された内容が、申出時点の日本年金機構等の記録と相違している場合、加入者資格不該当となり、iDeCoへのご加入が成立しません。** ※1

③ iDeCoの資格取得年月日は、受付金融機関が加入申出書を受け付けた日となります。また、記入内容に不備があった場合、手続きが遅延することがあります。 ※2

④ すでにiDeCoの運用指図者である方が、現在利用中の運営管理機関と異なる機関をこの申出書で指定される場合、「加入者等運営管理機関変更届（K-004）」をあわせてご提出ください。 ※3

⑤ 1枚目は、訂正箇所がある場合でも訂正印は不要です。ただし、2枚目の「預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書」は金融機関提出用となりますので、金融機関ごとの取り扱いに応じたご記入、押印、訂正印が必要となります。ご記入にあたっては、下記の点について特にご留意ください。
なお、2枚目のご記入方法等についてご不明な点がある場合、各金融機関にご確認ください。

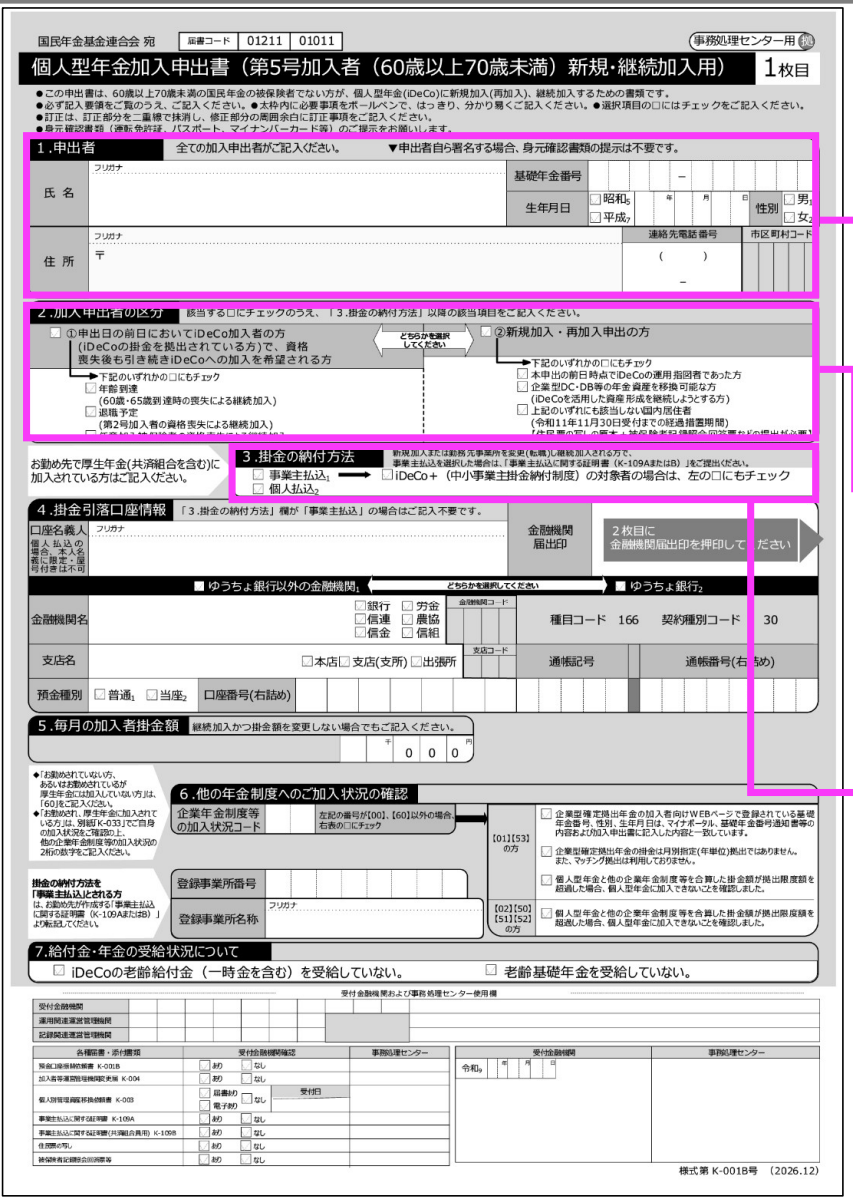
- ◘ 2枚目以降で押印が必要な箇所に、口座振替をする金融機関届出印を押印ください。（金融機関届出印は、国民年金基金連合会で使用するものではなく、銀行にて使用するものです。そのため、必ず押印ください。ただし、金融機関で押印不要である場合、この限りではありません。）
- ◘ ご記入事項に誤りがある場合、2枚目については金融機関ごとの取り扱いに応じ、金融機関届出印で訂正印を押印いただく必要があります。
- ◘ iDeCoへの加入申出が成立した場合であっても、不備等により掛金引落口座として指定された金融機関でのお手続きが完了しない場合、iDeCoの掛金の引落しは開始されません。また、その分を追納することは、制度上できません。

加入者区分	ご加入いただける方	ご加入いただけない方（加入申出をされた場合、加入者資格不該当となる方）	iDeCo拠出限度額
第5号加入者	60歳以上70歳未満の国民年金の被保険者に該当しない方であって、加入申出日の前日において下記に該当する方 ※4 ① iDeCoの加入者または運用指図者であった方 ② 企業型DC ・DB等の年金資産を移換可能な方（iDeCoを活用した資産形成を継続しようとされる方） ※5	**A）下記の方はiDeCoにご加入いただけません。** ◘ **iDeCoの老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方（老齢一時金受給による一括受取を含む）** ※6 • iDeCoの老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方は、再度iDeCoにご加入いただくことはできません。 ◘ **老齢基礎年金を受給されている方** ※7 • 国民年金の老齢基礎年金を受給されている場合（繰上げ受給を含む）、iDeCoにご加入いただけません。 • **iDeCoに加入された後に老齢基礎年金を遡って受給された場合、受給開始時に遡ってiDeCoは加入資格喪失となります。また、その期間のiDeCo掛金は還付対象となり、所定の還付手数料が徴収されます。** ※8 B）お勤め先で厚生年金に加入し、以下に該当する方の場合は、iDeCoにご加入いただけません。 ◘ 企業型確定拠出年金でマッチング拠出をされている方 ◘ 企業型確定拠出年金の事業主掛金が月別指定（年単位）拠出となっている方 ◘ 加入申出書の「6.他の年金制度へのご加入状況の確認」欄に記入された「企業年金制度等の加入状況コード」が、勤務先事業所で登録された情報と不一致となっている方 ◘ 加入申出書に記入されたiDeCoの掛金額と、他の企業年金制度等の掛金額の合計が拠出限度額を超えている方	62,000円 ➢ 企業型確定拠出年金の事業主掛金額、確定給付企業年金等の他制度掛金相当額（共済掛金相当額を含む）との合算での上限額 ➢ iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）対象者の場合、事業主掛金との合算での上限額 ➢ 毎月の掛金額は5,000円～拠出限度額の範囲内で1,000円単位で指定可能

※1：基礎年金番号、生年月日、性別、国民年金・厚生年金との被保険者種別（共済組合種別の相違も含む）等の相違。加入者資格不該当となった場合、正しい情報で改めて加入申出をいただく必要があります。
※2：返戻され再提出となった場合、資格取得年月日は受付金融機関が改めて受け付けた日となります。
※3：運営管理機関の複数指定はできません。また、運営管理機関を変更される場合、一度ご資産が現金化されます。
※4：①、②に該当しない60歳以上70歳未満の方であっても、ご加入いただける経過措置があります。【令和11年11月30日までに加入申出書の受け付けが完了する方。 P.1の※2の記載もご確認ください。】
※5：移換手続き中の場合でも加入申出は可能ですが、一定期間内に移換の成立が確認できなかった場合、iDeCoのご加入時まで遡って加入が取り消される場合があります。
この場合、その期間のiDeCo掛金は還付対象となり、新規加入申出時にいただいた手数料の返還もできません。
※6：企業型確定拠出年金の老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方については、iDeCoにご加入いただけます。
※7：特別支給の老齢厚生年金や、65歳からの老齢厚生年金を受給されている方については、iDeCoにご加入いただけます。
※8：老齢基礎年金の繰下げ待期中の方について、公的年金の他の年金たる給付の受給権者となった場合は、その事由が生じた日に老齢基礎年金の繰下げの申出があったものとみなされる場合があります。
この場合であっても、老齢基礎年金の繰下げの申出があったとみなされる時期に遡ってiDeCoは加入資格喪失となり、その期間のiDeCo掛金は還付対象となります。

【K-001B】個人型年金加入申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）記入要領

≪P.3≫



国民年金基金連合会 宛　届書コード 01211 01011　事務処理センター用

個人型年金加入申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）　1枚目

●この申出書は、60歳以上70歳未満の国民年金の被保険者でない方が、個人型年金(iDeCo)に新規加入(再加入)、継続加入するための書類です。
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはチェックをご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正 部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。

1.申出者　全ての加入申出者が記入ください。　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
氏名　フリガナ　基礎年金番号
生年月日　□昭和5 □平成7　年　月　日　性別　□男1 □女2
住所　フリガナ　〒　連絡先電話番号　市区町村コード

2.加入申出者の区分　該当する□にチェックのうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。
□①申出日の前日においてiDeCo加入者の方（iDeCoの掛金を拠出されている方）で、資格喪失後も引き続きiDeCoへの加入を希望される方　どちらかを選択してください　□②新規加入・再加入申出の方
①の方：下記のいずれかの□にもチェック
□年齢到達（60歳・65歳到達時の喪失による継続加入）
□退職予定（第2号加入者の資格喪失による継続加入）
②の方：下記のいずれかの□にもチェック
□本申出の前日時点でiDeCoの運用指図者であった方
□企業型DC・DB等の年金資産を移換可能な方（iDeCoを活用した資産形成を継続しようとする方）
□上記のいずれにも該当しない国内居住者（令和11年11月30日受付までの経過措置期間）

お勤め先で厚生年金(共済組合を含む)に加入されている方はご記入ください。

3.掛金の納付方法　新規加入または勤務先事業所を変更(転職)し継続加入される方で、事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」をご提出ください。
□事業主払込1 ⟶ □iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の場合は、左の□にもチェック
□個人払込2

4.掛金引落口座情報　「3.掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。
口座名義人　フリガナ　金融機関届出印　2枚目に金融機関届出印を押印してください
□ゆうちょ銀行以外の金融機関1　どちらかを選択してください　□ゆうちょ銀行2
金融機関名　□銀行 □労金 □信連 □農協 □信金 □信組　金融機関コード　種目コード 166　契約種別コード 30
支店名　□本店 □支店(支所) □出張所　支店コード　通帳記号　通帳番号(右詰め)
預金種別　□普通1 □当座2　口座番号(右詰め)

5.毎月の加入者掛金額　継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。
千 0 0 0 円

◆「お勤めされていない方、あるいはお勤めされているが厚生年金には加入していない方は、「60」をご記入ください。
◆「お勤めされ、厚生年金に加入されている方は、別紙「K-033」にて自身の加入状況をご確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。

6.他の年金制度へのご加入状況の確認
企業年金制度等の加入状況コード　左記の番号が[01]、[60]以外の場合、右表の□にチェック
[01][53]の方
□企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、マイナポータル、基礎年金番号通知書等の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
□企業型確定拠出年金の掛金は月別指定(年単位)拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
[02][50][51][52]の方
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

掛金の納付方法を「事業主払込とされる方」は、お勤め先が作成する「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」よりご転記ください。
登録事業所番号
登録事業所名称　フリガナ

7.給付金・年金の受給状況について
□iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給していない。　□老齢基礎年金を受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄
受付金融機関　運用関連運営管理機関　記録関連運営管理機関
各種書類・添付書類　受付金融機関確認　事務処理センター
預金口座振替納付書 K-001B　□あり □なし
加入者等運営管理機関確認票 K-004　□あり □なし
個人別管理資産移換依頼書 K-003　□届書あり □電子あり □なし　受付日
事業主払込に関する証明書 K-109A　□あり □なし
事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B　□あり □なし
住民票の写し　□あり □なし
被保険者資格喪失届の写等　□あり □なし
受付金融機関　事務処理センター　令和9 年 月 日

様式第 K-001B号　(2026.12)

「1.申出者」欄について

◆ 氏名
- 氏名に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。（補正ができない場合、氏名の該当部分を全てカタカナで入力することがあります。）

◆ 基礎年金番号
- マイナポータル、ねんきんネット、基礎年金番号通知書、青色の年金手帳等をご参照の上、ご記入ください。（上記方法で確認できない場合、日本年金機構にご確認ください。）

◆ 住所
- 住所に常用漢字以外の特殊な漢字が含まれる場合、JIS規格の第1水準、第2水準の文字に補正されることがあります。（補正ができない場合、住所の該当部分を全てカタカナで入力することがあります。）
- 海外居住者の方は、詳細な住所をご記入ください。

◆ 連絡先電話番号
- 日中に問い合わせができる電話番号（携帯電話も可能）をご記入ください。

「2. 加入申出者の区分」欄について

➢ 1ページ目のフローチャートをご確認のうえ、該当する□にチェックをご記入ください。

⚠ **必ずご確認ください**

➢ 加入申込書に記入された内容が、日本年金機構等で登録されている記録と異なる場合、加入者資格不該当になる、あるいは記録相違の状態が継続した場合にiDeCo掛金の引落しが一時停止となる場合があります。

➢ 1ヵ月以内に国民年金の被保険者種別に異動があった方は、マイナポータルや、ねんきんネット等で国民年金の被保険者ではなくなっていることをご確認の上、ご記入ください。

「3.掛金の納付方法」欄について

➢ お勤め先で厚生年金（共済組合も含む）に加入されている方のみ、「事業主払込」、「個人払込」のいずれかをご選択のうえ、□にチェックをご記入ください。

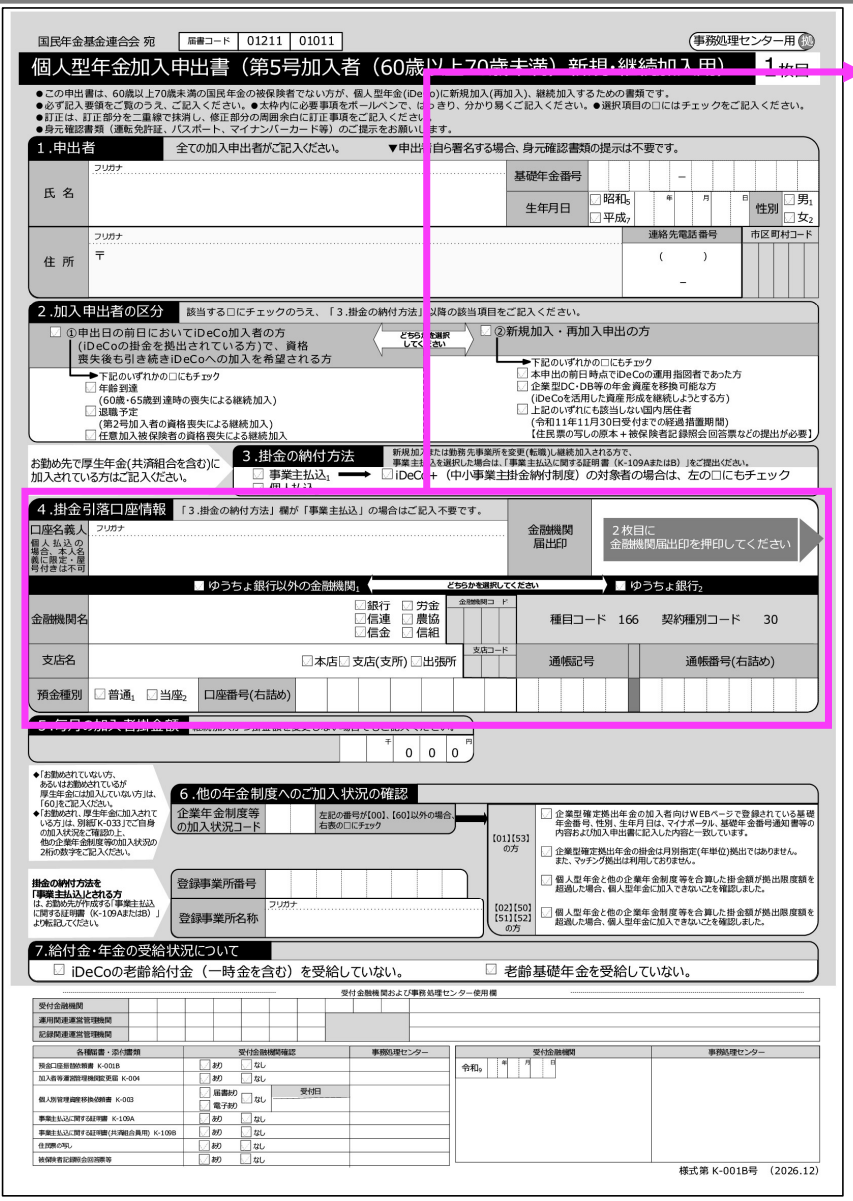
➢ 「事業主払込」を選択される方

※ iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、「事業主払込」右側の□にもチェックをご記入ください。
なお、事業主の手続きによるiDeCo+の開始年月・登録年月と一致しない場合、不備返戻される場合があります。

※ 「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109AまたはB）」の添付が必要です。
なお、下記の方の場合、K-109AまたはBの「2. 事業主の確認事項、証明」欄のご記入等は不要となります。
【「2. 加入申出者の区分」欄が①の継続加入申出の方で、お勤め先事業所に変更がなく、引き続き「事業主払込」を選択される方】　→　この場合、K-109AまたはBのチェック欄でその旨をご申告いただきます。

➢ 「個人払込」を選択される方

「4.掛金引落口座情報」欄に、申出者個人名義の掛金引落口座情報をご記入の上、金融機関届出印（2枚目以降）を押印ください。


国民年金基金連合会 宛

届書コード 01211 01011

事務処理センター用

個人型年金加入申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用）

●この申出書は、60歳以上70歳未満の国民年金の被保険者でない方が、個人型年金（iDeCo）に新規加入（再加入）、継続加入するための書類です。
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはチェックをご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。

1.申出者　全ての加入申出者が記入ください。　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

氏名　フリガナ　基礎年金番号　生年月日　□昭和 □平成　年 月 日　性別 □男 □女

住所　フリガナ　〒　連絡先電話番号　市区町村コード

2.加入申出者の区分　該当する□にチェックのうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。

□①申出日の前日においてiDeCo加入者の方（iDeCoの掛金を拠出されている方）で、資格喪失後も引き続きiDeCoへの加入を希望される方　どちらかを選択してください　□②新規加入・再加入申出の方

①の方：下記のいずれかの□にもチェック
□年齢到達（60歳・65歳到達時の喪失による継続加入）
□退職予定（第2号加入者の資格喪失による継続加入）
□任意加入被保険者の資格喪失による継続加入

②の方：下記のいずれかの□にもチェック
□本申出の前日時点でiDeCoの運用指図者であった方
□企業型DC・DB等の年金資産を移換可能な方（iDeCoを活用した資産形成を継続しようとする方）
□上記のいずれにも該当しない国内居住者（令和11年11月30日受付までの経過措置期間）【住民票の写しの原本＋被保険者記録照会回答票などの提出が必要】

お勤め先で厚生年金(共済組合を含む)に加入されている方はご記入ください。

3.掛金の納付方法　新規加入または勤務先事業所を変更(転職)し継続加入される方で、事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」をご提出ください。
□事業主払込1 ⟶ □iDeCo＋（中小事業主掛金納付制度）の対象者の場合は、左の□にもチェック

4.掛金引落口座情報　「3.掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。

口座名義人　フリガナ　個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可　金融機関届出印　2枚目に金融機関届出印を押印してください

■ゆうちょ銀行以外の金融機関1　どちらかを選択してください　■ゆうちょ銀行2

金融機関名　□銀行 □労金 □信連 □農協 □信金 □信組　金融機関コード　種目コード 166　契約種別コード 30

支店名　□本店 □支店(支所) □出張所　支店コード　通帳記号　通帳番号(右詰め)

預金種別　□普通1 □当座2　口座番号(右詰め)

5.毎月の加入者掛金額　千 0 0 0 円

◆「お勤めされていない方、あるいはお勤めされているが厚生年金には加入していない方」は、「60」をご記入ください。
◆「お勤めされ、厚生年金に加入されている方」は、別紙「K-033」にて自身の加入状況をご確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。

6.他の年金制度へのご加入状況の確認

企業年金制度等の加入状況コード　左記の番号が[00]、[60]以外の場合、右表の□にチェック

[01][53]の方
□企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、マイナポータル、基礎年金番号通知書等の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
□企業型確定拠出年金の掛金は月別指定（年単位）拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。

[02][50][51][52]の方
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

掛金の納付方法を「事業主払込」とされる方は、お勤め先が作成する「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」よりご転記ください

登録事業所番号
登録事業所名称　フリガナ

7.給付金・年金の受給状況について
□iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給していない。　□老齢基礎年金を受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関
運用関連運営管理機関
記録関連運営管理機関

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事務処理センター
預金口座振替依頼書 K-001B	□あり □なし	
加入者等運営管理機関変更届 K-004	□あり □なし	
個人別管理資産移換依頼書 K-003	□あり □なし 受付日 □届書あり □電子あり	
事業主払込に関する証明書 K-109A	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B	□あり □なし	
住民票の写し	□あり □なし	
被保険者記録照会回答票等	□あり □なし	

受付金融機関	事務処理センター
令和 年 月 日	

様式第 K-001B号　(2026.12)

「4.掛金引落口座情報」欄について

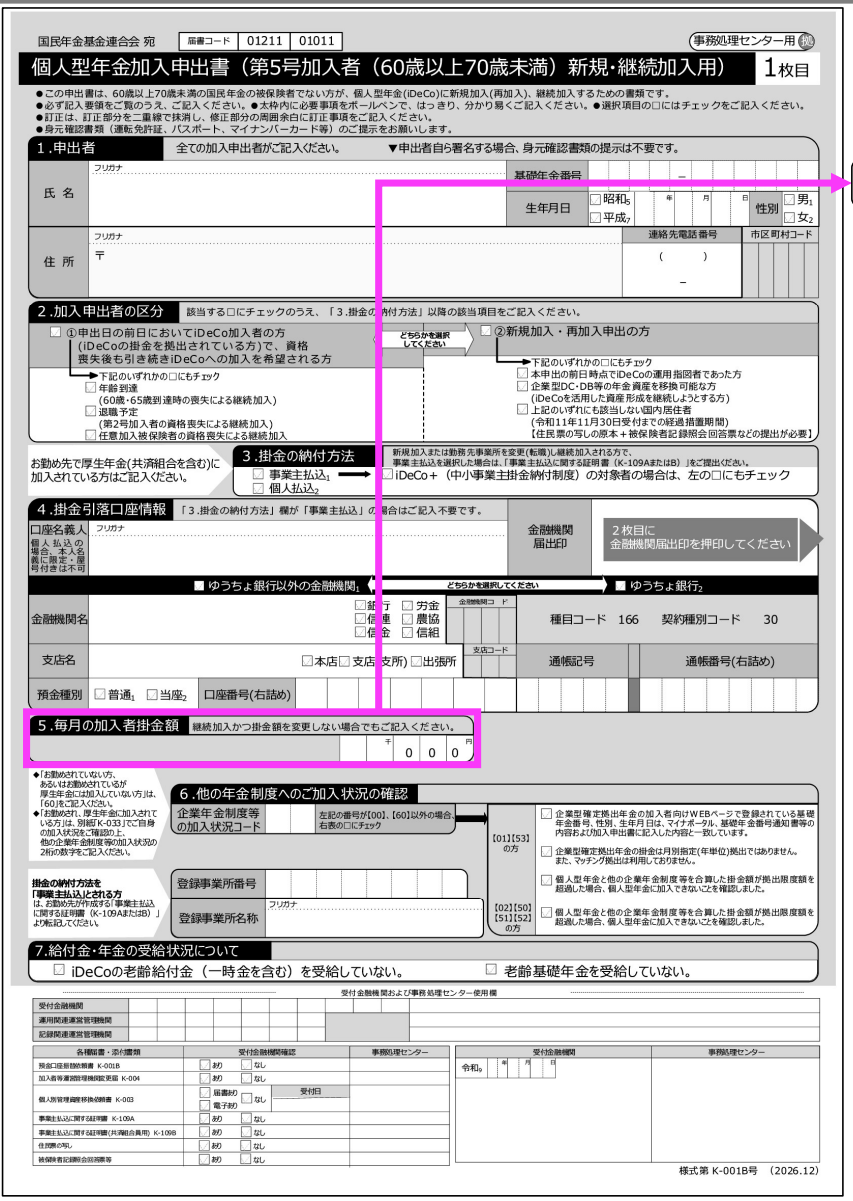
- お勤め先で厚生年金（共済組合も含む）に加入されている方で、「3.掛金の納付方法」欄で「事業主払込」を選択された方は、ご記入不要です。
- 「4.掛金引落口座情報」欄については、受付金融機関による代理訂正は不可となります。
- 継続加入申出の方で、現在の掛金引落口座から変更がない場合、ご記入は不要です。
  ただし、直近の引落しが12ヵ月ない場合、「4. 掛金引落口座情報」欄をご記入の上、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（K-007）」をあわせてご提出ください。
  ※　継続加入申出の方は、受付金融機関等に申出書を提出するタイミングによって、年齢到達月の翌月の引落しは行われず、翌々月に2ヵ月分の引落しが行われる場合や、掛金を拠出できない期間が生じることがあります。詳細は受付金融機関にご確認ください。

◆ 口座名義人
- 掛金引落口座は加入申出者本人名義の口座に限ります。（屋号付きや、「1.申出者」欄の氏名と異なる名義は不可。）

◆ 金融機関届出印
- 2枚目以降の「金融機関届出印」欄に、口座振替をする金融機関またはゆうちょ銀行に届出をしている印鑑を押印ください。
- 印鑑なし口座やサイン式口座での口座振替の場合の取り扱いは、各金融機関にご確認ください。
  金融機関の取り扱いと異なっていた場合、掛金の引落しができません。
  ※　金融機関にて印鑑の届出をせず、生体認証方式で本人確認をされた場合、押印欄に「生体認証等方式」とご記入ください。

◆ ゆうちょ銀行以外の金融機関
- 掛金を銀行などの金融機関から口座振替によって納付される方は、□にチェックをご記入ください。
- 金融機関名、本店・支店名をご記入ください。
- 預金種別は、該当する預金種別（普通預金または当座預金）のいずれかの□にチェックをご記入ください。
- 口座番号は、通帳等に記載されている口座番号（7桁）を右詰めでご記入ください。6桁以下の場合、７桁になるよう、冒頭に「0」を追記ください。

◆ ゆうちょ銀行
- 掛金をゆうちょ銀行から口座振替によって納付される方は、□にチェックをご記入ください。
- 通帳等に記載されている記号と番号（13桁）を右詰めでご記入ください。



国民年金基金連合会 宛　届書コード 01211 01011　事務処理センター用

個人型年金加入申出書（第5号加入者（60歳以上70歳未満）新規・継続加入用） 1枚目

●この申出書は、60歳以上70歳未満の国民年金の被保険者でない方が、個人型年金(iDeCo)に新規加入(再加入)、継続加入するための書類です。
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の□にはチェックをご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
●身元確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）のご提示をお願いします。

1.申出者　全ての加入申出者がご記入ください。　▼申出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。
氏名　フリガナ　基礎年金番号
生年月日　□昭和3 □平成4　年 月 日　性別 □男1 □女2
住所　フリガナ　〒　連絡先電話番号　市区町村コード

2.加入申出者の区分　該当する□にチェックのうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。
□①申出日の前日においてiDeCo加入者の方（iDeCoの掛金を拠出されている方）で、資格喪失後も引き続きiDeCoへの加入を希望される方　どちらかを選択してください　□②新規加入・再加入申出の方
①の方：下記のいずれかの□にもチェック
□年齢到達（60歳・65歳到達時の喪失による継続加入）
□退職予定（第2号加入者の資格喪失による継続加入）
□任意加入被保険者の資格喪失による継続加入
②の方：下記のいずれかの□にもチェック
□本申出の前日時点でiDeCoの運用指図者であった方
□企業型DC・DB等の年金資産を移換可能な方（iDeCoを活用した資産形成を継続しようとする方）
□上記のいずれにも該当しない国内居住者（令和11年11月30日受付までの経過措置期間）【住民票の写しの原本＋被保険者記録照会回答票などの提出が必要】

お勤め先で厚生年金(共済組合を含む)に加入されている方はご記入ください。
3.掛金の納付方法　新規加入または勤務先事業所を変更(転職)し継続加入される方で、事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」をご提出ください。
□事業主払込1 → □iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の場合は、左の□にもチェック
□個人払込2

4.掛金引落口座情報　「3.掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。
□口座名義人 個人払込の場合、本人名義に限定・同号付きは不可　フリガナ　金融機関届出印　2枚目に金融機関届出印を押印してください
□ゆうちょ銀行以外の金融機関1 ←どちらかを選択してください→ □ゆうちょ銀行2
金融機関名　□銀行 □労金 □信金 □農協 □信組　金融機関コード　種目コード 166　契約種別コード 30
支店名　□本店 □支店 □出張所　支店コード　通帳記号　通帳番号(右詰め)
預金種別　□普通1 □当座2　口座番号(右詰め)

5.毎月の加入者掛金額　継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。　千 0 0 0 円

◆「お勤めされていない方、あるいはお勤めされているが厚生年金には加入していない方」は、「60」をご記入ください。
◆「お勤めされ、厚生年金に加入されている方」は、別紙K-033にて自身の加入状況をご確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。

6.他の年金制度へのご加入状況の確認
企業年金制度等の加入状況コード　左記の番号が[00]、[60]以外の場合、右表の□にチェック
[01][53]の方
□企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、マイナポータル、基礎年金番号通知書等の内容および加入申出書に記入した内容と一致しています。
□企業型確定拠出年金の掛金は月別指定(年単位)拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用しておりません。
[02][50][51][52]の方
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。
□個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が拠出限度額を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。

掛金の納付方法を「事業主払込」とされる方は、お勤め先が作成する「事業主払込に関する証明書（K-109AまたはB）」より転記してください
登録事業所番号
登録事業所名称　フリガナ

7.給付金・年金の受給状況について
□iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）を受給していない。　□老齢基礎年金を受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄
受付金融機関
運用関連運営管理機関
記録関連運営管理機関

各種届書・添付書類	受付金融機関確認	事務処理センター
預金口座振替依頼書 K-001B	□あり □なし	
加入者等運営管理機関変更届 K-004	□あり □なし	
個人別管理資産移換依頼書 K-003	□届書あり □電子あり □なし 受付日	
事業主払込に関する証明書 K-109A	□あり □なし	
事業主払込に関する証明書(共済組合員用) K-109B	□あり □なし	
住民票の写し	□あり □なし	
被保険者記録照会回答票等	□あり □なし	

受付金融機関	事務処理センター
令和0 年 月 日	

様式第 K-001B号　(2026.12)

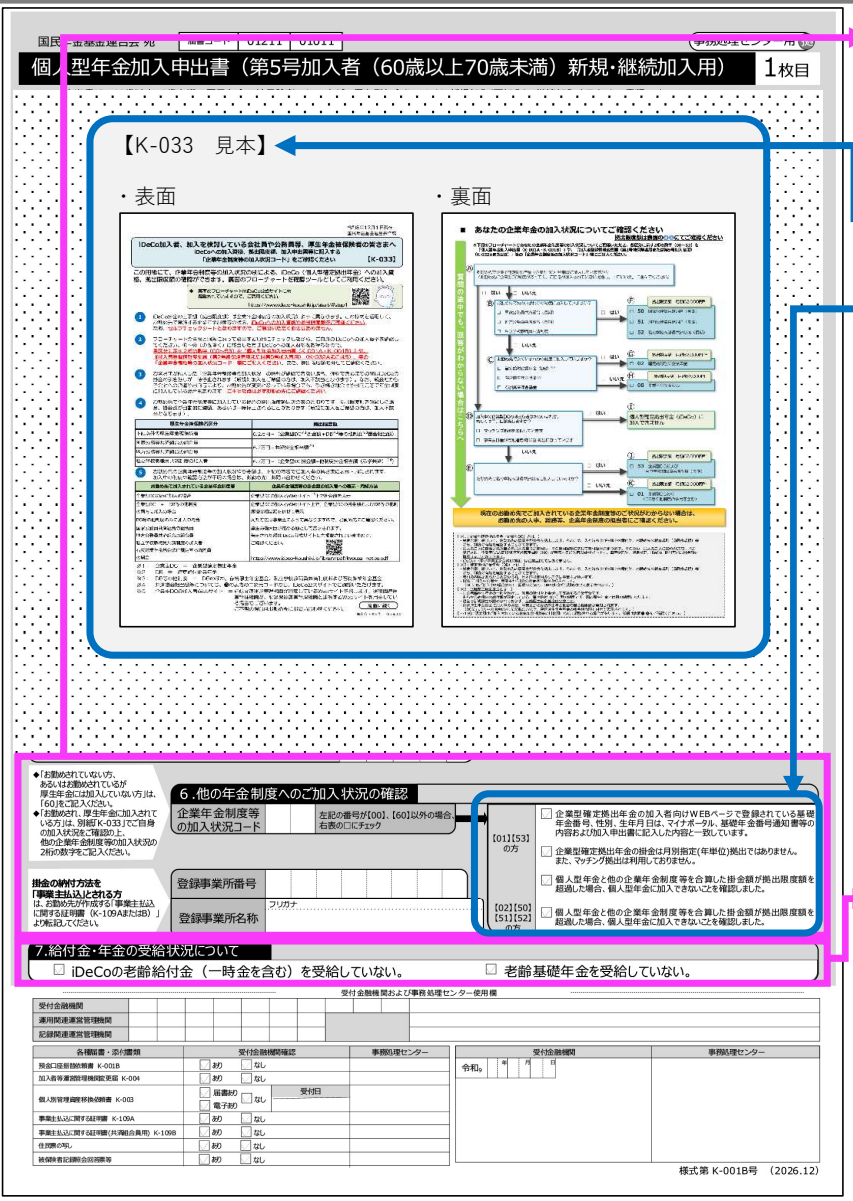
「5.毎月の加入者掛金額」欄について

⚠ **必ずご確認ください**

- 第5号加入者のiDeCo掛金は、毎月、定額を納付（「毎月定額」納付といいます。）していただきます。なお、ひと月あたり税込120円の国民年金基金連合会手数料が徴収されます。
- 2ページに記載されたiDeCo拠出限度額の範囲内で、毎月の掛金額をご記入ください。
- 毎月の掛金額は、5,000円以上、拠出限度額の範囲内で、1,000円単位でご指定ください。
- お勤め先で厚生年金（共済組合も含む）に加入されている方で、企業年金制度等（共済、私学共済等を含む）にご加入中の方：
  - 2ページに記載されたとおり、毎月の掛金額は、企業年金制度の掛金額等との合算での上限額となります。
  - ご自身の企業年金制度の掛金額等がご不明の場合、別紙、「iDeCoへの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください（K-033）」の表面、❺をご確認ください。（別紙K-033の見本は、次ページをご確認ください。）

⚠ **iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は必ずご確認ください**

- iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象者の方は、事業主掛金額を含めない金額をご記入ください。
- この場合、加入者掛金は1,000円から指定可能です。（加入者掛金と事業主掛金の合算で5,000円以上必要です。）



「6. 他の年金制度へのご加入状況の確認」欄について

◆ 企業年金制度等の加入状況コード

- お勤めされていない方、あるいはお勤めされているが厚生年金には加入していない方：
  【60】をご記入ください。
- お勤め先で厚生年金（共済組合も含む）に加入されている方：
  別紙、「iDeCoへの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください（K-033）」に記載されたフローチャートをご確認の上、2桁の番号をご記入ください。
  なお、確認された結果、2桁の番号が【00】以外であった方は、「企業年金制度等の加入状況コード」欄の右側の表内の記載をご確認の上、□にチェックをご記入ください。
- 「企業年金制度等の加入状況コード」欄に記入された２桁の番号とお勤め先事業所でのご登録が相違している場合、加入者資格不該当になる、あるいはご加入の成立が遅延する場合があります。

◆ 登録事業所番号および登録事業所名称

- 「3.掛金の納付方法」欄で「事業主払込」を選択された方は、「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書（K-109AまたはB）」に記載された「登録事業所番号」と「登録事業所名称」をご記入ください。
- 加入申出される方ごとのご注意事項は、下記のとおりです。

共済組合員（公務員等）の方	● 「登録事業所番号」、「登録事業所名称」ともに、必ずご記入ください。
共済組合員（公務員等）以外の方	● 勤務先が「事業所登録」を行っていない場合や、不明である場合、「登録事業所番号」欄は空欄でも構いません。（この場合、国民年金基金連合会より問い合わせさせて頂く場合があります。） ※ ただし、iDeCo＋対象の方は、「登録事業所番号」、「登録事業所名称」ともに、必ずご記入ください。

- 「2. 加入申出者の区分」欄が①の継続加入申出の方で、お勤め先事業所に変更がなく、引き続き「事業主払込」を選択される方は、上記にかかわらず、「登録事業所番号」欄はご記入不要です。

「7.給付金・年金の受給状況について」欄について

➢ iDeCoの老齢給付金を受給されている、またはされたことがある方（老齢一時金受給による一括受取を含む）、および国民年金の老齢基礎年金を受給されている方は、iDeCoにご加入いただけません。
➢ これらの給付金、年金を受給されていない事をご確認の上、□にチェックをご記入ください。

⚠ **必ずご確認ください**【あわせて、P.2の※8の記載もご確認ください】
➢ iDeCoに加入された後に国民年金の老齢基礎年金を遡って受給された場合、受給開始時に遡ってiDeCoは加入資格喪失となり、その期間のiDeCo掛金は還付対象となります。
※ ご加入時まで遡って加入が取り消された場合、新規加入申出時にいただいた手数料の返還はできません。